

みくに便り



みくには
ハートに愛

11月7日の当社主催の研修会のテーマは「成年後見制度・キャリアアップ助成金・有期労働者無期転換について」です。皆様のご参加お待ちしております。

2017年10月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
 連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
 電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
 URL：<http://www.e-392.com>
 当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



**群馬県の最低賃金
10/7 から783円！**

「地域別最低賃金」の引上げに伴う給与計算への影響は？

◆昨年度より25円高い848円

2017年度の地域別最低賃金については、9月中旬には官報公示も出揃いました。

今年度の全国加重平均額は848円で、昨年度に比べ25円の引上げとなりましたが、これは、昨年度に引き続き、現行制度が始まった2002年度以来最高の引上げ額です。

◆2023年度には1,000円まで引き上げられる！?

最低賃金は、近年引上げの流れが続いています。時給額のみで表示される現行制度が始まった2002年度には663円でしたが、昨年度に初めて800円を超えました。

これは、政府が中期目標として全国加重平均で最低賃金1,000円を掲げ、毎年3%程度引き上げるとしていることによります。

今年度の引上げ幅も3%となっており、このまま3%ずつ引き上げられると2023年度には1,000円に達しますが、中小・小規模事業者にとっては重い負担となります。

◆事業者を支援する助成金制度

最低賃金の引上げにより負担が増す中小・小規模事業者に対し、厚生労働省では、助成金による支援策を設けています。

「業務改善助成金」は、事業場内最低賃金が1,000円未満の事業者を対象に、最低賃金を一定額以上引き上げた場合にかかった費用

の一部を助成(上限200万円)する制度です。

◆発効による給与計算への影響

引上げ後の最低賃金は、都道府県労働局長の決定・公示により確定するため、発効日は都道府県によって異なり、今年度は9月末から10月中旬までに順次発効される見通しです。

給与計算においては、発効日以降発生する賃金に引上げ後の最低賃金が適用されるため、賃金計算期間の途中に発効日がある場合は注意を要します。最低賃金での時給を適用している従業員がいる場合、賃金計算期間の途中で時給額が変更となるからです。

この場合、発効日を含む月の賃金計算期間から前倒しで時給を引き上げることもできますし、据置きにして、引上げ後の差額を別途支給することもできます。

10月の税務と労務の手続提出期限

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付
＜第3期分＞
- 労働者死傷病報告の提出
＜休業4日未満、7月～9月分＞
- 健保・厚年保険料の納付
- 労働保険料の納付＜延納第2期分＞
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌月末日＞